

令和2年度「事業承継・M&A促進化事業」運營業務委託 実施要領

1 募集趣旨

中小企業経営者の高齢化に伴い中小企業の数が年々減少するなど、事業承継は本市中小企業の喫緊の経営課題の一つとなっている。

本業務は、事業承継に特化した啓発セミナーと相談の実施を通して、潜在ニーズの掘り起こしや課題の深掘りなどを行うことで、事業承継計画の策定等の具体的な成果の創出につなげるなど、市内中小企業の円滑な事業承継を促進するために行うもので、事業承継に関する専門的な知識及び実績を有する事業者を対象に、企画提案を募集し、受託候補者を選定するもの。

2 業務概要

(1) 業務委託名

令和2年度「事業承継・M&A促進化事業」運營業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日

(4) 委託料

110万円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

3 応募要件

本業務への応募は、以下の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- (4) 当該業務に関して専門的な知識及び実績を有しているほか、従事者の守秘義務の徹底など、情報セキュリティに関して十分な体制を有している者であること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 応募手続き

(1) 全体スケジュール

内 容	時 期
公募開始	令和2年7月9日（木）
① 事前説明会	令和2年7月15日（水）
② 参加意向申出書、質問書提出締切	令和2年7月20日（月）
③ 企画提案書提出締切	令和2年7月27日（月）
④ プレゼンテーション	令和2年7月下旬
⑤ 業務委託候補者決定、契約締結	令和2年8月上旬
事業実施	令和2年8月上旬～

(2) 担当部署

北九州市産業経済局中小企業振興課

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル 1F

TEL : 093-873-1433 FAX : 093-873-1434

メール : san-chuushou@city.kitakyushu.lg.jp

(3) 個別手続き

①事前説明会

●開催日時：令和2年7月15日（水）10：00～11：00

●開催場所：北九州市産業経済局中小企業振興課

（北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル 1F）

②参加意向申出書、質問書の提出

●提出期限：令和2年7月20日（月）17：15まで

●提出場所：北九州市産業経済局中小企業振興課

●提出書類：参加意向申出書・事業所概要（別紙）、質問書（別紙）

●提出方法：必要書類をメール又はFAXで提出のこと。（着信確認を行うこと）

●その他：期限内に提出のなかった者は企画提案に参加できない。

③企画提案書の提出

●提出期限：令和2年7月27日（月）17：15まで

●提出場所：北九州市産業経済局中小企業振興課

●提出書類：ア 企画提案書（別紙）

イ 業務委託見積書（様式自由：A4縦書）

・業務仕様書に記載の事業内容に基づき、啓発セミナー、相談ごとに記載いただき、費目や単価、数量等を明確にすること。

・金額は上限110万円（税込）以内で作成し、啓発セミナーは3回、相談は20回として積算するほか、別途、業務全体の諸経費、消費税（外税表示）を記載すること。

●提出部数：企画提案書、見積書とも正本1部、副本7部

●提出方法：必要書類を郵送（期限内必着）又は持参のこと。

●その他：・提出書類の返却はしない。

・提出後の修正・再提出はできない。

・期限内に提出のなかった者は辞退したものとみなす。

④プレゼンテーションの実施

●開催日時：令和2年7月下旬予定

時間は後日調整のうえ、参加意向事業者に連絡する。

●開催場所：開催場所調整中

- 内 容：企画提案書に基づき応募者が選定委員に対して説明
（1社・20分、その後15分質疑応答）
- そ の 他：プレゼンテーションに参加しなかった者、あるいは定められた時間
に間に合わなかった者は、辞退したものとみなす。
ただし、天災等による交通手段の遮断など、真にやむを得ない理由
があると認められる場合はこの限りではない。

⑤-1 業務委託候補者決定

- 評価項目：ア 業務目的（課題認識）・業務内容の理解度
イ 業務目標・方針の明確性
ウ 業務内容の趣旨を踏まえた企画力・有効性
エ 業務工程の妥当性・提案内容の実現性
オ 運営体制（人的能力を含む）の充実度
カ 同種・類似業務の実績度
- 選定委員：外部有識者及び本市職員
- 選定結果：選定結果については書面により、プレゼンテーション終了後1週間
程度を目処に通知する。

⑤-2 契約締結

- ・業務委託候補者に選定された者は、委託契約締結に向け、市と事業内容の詳細に
ついて協議を行い、協議が整った場合は、契約を締結する。
なお、協議を行う際、企画提案の一部を変更する場合がある。
- ・業務委託候補者に選定された者と協議が整わない場合は、次点者と順次協議を行
い、新たな業務委託候補者を決定のうえ、その者と協議が整った場合は、契約を
締結する。
- ・契約締結後の再委託は原則として認めない。
- ・契約保証金は契約額の100分の5の額とする。ただし、契約の相手方が北九州
市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第25条第7項第1号又は第3号
に該当する場合は免除する。
- ・その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則
等の関係規定の定めに従い処理する。

5 その他留意事項

- ・選定の成否にかかわらず、企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- ・企画提案書の提出後に、企画提案の参加資格を有しないことや虚偽の内容が記載され
ていたことなどが判明した場合、その提案は無効とする。
- ・委託料の支払いについては、業務完了報告等に基づく履行確認後、委託事業者からの
正当な請求により支出する。（業務実績に応じた確定払）
- ・契約締結後、「北九州市物品等供給契約競争入札結果等の公表要領」に基づき、件名、
契約の相手方、金額等を市のホームページで公表する。